

## 細則 学術集会大会長の選出規定

この規程は、一般社団法人日本サイコネフロロジー学会学術集会（以下「学術集会」という。）の大会長選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

（選出方法の原則）

第1条 大会長の選出は、学術集会開催を希望する会員（代議員に限る。以下「大会長希望者」という。）を募集し、その立候補者の中から、理事会にて大会長を決定する。

2 大会長の選出は、原則として年1回行うものとする。

（選出する開催年度）

第2条 大会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術大会について行うものとする。

（選出手続きの時期）

第3条 大会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- （1）大会長立候補届受付開始 1月
- （2）大会長立候補届提出締切 3月末
- （3）理事会での協議・選出 5月
- （4）社員総会での承認 7月から8月

（大会長希望者の募集）

第4条 大会長希望者の募集は、本学会ホームページで告知して行うものとする。

2 本学会事務局は、前項による告知が行われたときは、代議員に対し速やかに電子メールでその旨通知するものとする。

（大会長立候補届の提出）

第5条 学術大会開催を希望する代議員は、大会長立候補届を前条の告知で指定された期日までに本学会事務局に提出しなければならない。

（理事会での協議等）

第8条 本要項第1条で定める大会長を選出するための選出するための理事会の協議または理事の投票は、次の手順で行うものとする。

- （1）理事会は、立候補者が1名の場合、協議を行い選出する。
- （2）立候補者が2名以上の場合、理事の投票により選出する。
- （3）前項の投票は、理事1人1票を投票するものとし、出席理事の過半数を獲得した立候補者を大会長に選出するものとする。
- （4）1回目の投票により選出できなかった場合は、1回目の投票結果の上位から2位までを候補者として、前項の方法により再度投票を行うものとする。

(5) 2回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、代表理事が決定するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2021年9月11日から施行する。

(2021年9月9日理事会議決)